

平成25年度食品安全委員会運営計画

(平成25年3月11日食品安全委員会決定)

第1 平成25年度における委員会の運営の重点事項

(1) 事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、平成25年7月、設立10周年を迎える。引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第3条から第6条までに定める食品の安全性の確保についての基本理念及び同法第2章に定める施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項に規定する所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、今後の10年を見据え、委員会の業務改善を進めていく。

(2) 重点事項

① 食品健康影響評価の着実な実施

効率的な情報収集、計画的な調査審議、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

食品健康影響評価と科学的知見に基づく食品の安全確保に関する国民の一層の理解の促進のため、対象者に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 調査・研究事業の重点化

過去に実施した事業の効果を検証しつつ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して、調査・研究事業を実施する。

④ 緊急時対応の強化

関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で

委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

平成25年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、

- ① 委員会又は専門調査会の下に部会ワーキンググループ又は部会を設置
- ② 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ③ 関係する専門調査会を合同で開催

(4) 委員会と専門調査会の連携の確保

案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。

(5) リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の統合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

(6) 事務局体制の整備

評価体制の充実等を図るため、事務局組織を再編する。

(7) 委員会設立10周年記念事業の実施

平成25年7月に委員会設立10周年を迎えることから、講演会の開催、10年史の編纂等の記念事業を実施する。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

(1) 平成24年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容にかんがみ、食品健康影響評価を行う必要がある場合、評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健

康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

- (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

- (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

- (4) 農薬等の国際共同評価への参画について

農薬等の効率的な評価の実施に向け国際共同評価に参画するための準備を進める。

2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。平成25年度においては、平成23・24年度に行った研究事業の結果を踏まえ、農薬等の急性参照用量設定のための考え方の素案をまとめる。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

- (1) 「自ら評価」案件の選定

平成25年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料」（平成16年5月27日委員会決定）、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

- (2) 「自ら評価」の実施

平成24年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。

- ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年

度決定) 化学物質・汚染物質専門調査会で調査審議を行う。

- ② 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(平成19年度決定)

回答を得ていない評価対象国について、回答が得られ次第、プリオン専門調査会において調査審議を実施する。

- ③ 「食品中のヒ素(有機ヒ素、無機ヒ素)に関する食品健康影響評価」(平成20年度決定)

化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行う。また、効率的な調査審議ができるよう、調査事業等を活用して情報収集等を行う。

- ④ 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」(平成20年度決定)
かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議を行う。

- ⑤ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」(平成21年度決定)

平成23・24年度に行った研究事業の結果を踏まえ、調査審議の体制を決定した上で、アルミニウムに関する食品健康影響評価の調査審議を開始する。

- ⑥ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」(平成22年度決定)

平成24年度に行った調査事業の結果を踏まえ、化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。

- ⑦ 「クドア(クドア属粘液胞子虫)に関する食品健康影響評価」(平成24年度決定)

情報収集・整理を進める。

(3) 「自ら評価」の結果の情報発信

- ① 「自ら評価」の評価結果について

平成25年度内に評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。

- ② 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて

平成25年3月の食品安全委員会においてファクトシート作成と整理されたものについて、調査事業及び自主調査(日々の情報収集を含む。)を活用してファクトシートの作成を行う。

ファクトシートやQ&Aを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。

リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対策を図る。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成25年4月及び10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニター470名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。

また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成25年7月及び平成26年2月を目途に調査を実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

平成26年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定）に基づき、別紙3に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成24年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成24年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究発表会の開催、ホームページの公表を行う。

(3) 平成25年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成25年度に研究を実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ指導を行う。

(4) 実地指導

研究費の適切な執行を確保するため、新規採択課題を中心に平成25年8月、9月に実地指導を行う。

(5) 連絡調整会議等の開催

食品の安全性の確保に関する研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を、必要に応じ、新規採択課題決定前などに開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成26年度における食品安全確保総合調査対象課題については、別紙5のスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

第6 リスクコミュニケーションの促進

1 食品健康影響評価その他の食品の安全性に関する情報の消費者等に対する積極的な提供

食品健康影響評価その他の食品の安全性に関する情報を随時更新し、利用者の利便性の高いホームページによる情報提供を行う。

また、対象者が有する食品の安全性に関する専門知識の程度に応じて内容を変更したメールマガジンを配信する。

さらに、国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布する。

このほか、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。

2 マスメディア、消費者団体等の関係者との連携の充実・強化

マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。

3 食品健康影響評価等に関する意見交換会、相談等の実施

(1) 少人数・参加型の効果的な意見交換会等の実施

少人数・参加型で双方向性の高い意見交換会について地方公共団体との共催で実施する。その際、消費者団体等とも連携した開催方式、地域のオピニオンリーダーや専門家等の対象を限定した開催方式等により実施する。

また、食品健康影響評価に関して消費者の理解をより促進させるために、複数回の継続した勉強会を開催する。

このような意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。

(2) 食品健康影響評価の過程における意見交換会の実施

食品健康影響評価に関するもののうち、特に国民の関心が高いと思われるものについては、当該評価案への理解促進と、国民からの意見・情報の収集のために、当該評価案のパブリックコメント募集期間中に意見交換会を実施する。

(3) リスク管理機関と連携した意見交換会等の実施

国民の関心が高く、リスク管理措置も含めた説明がその理解促進に必要な食品健康影響評価については、リスク管理機関と共催・連携した意見交換会等を実施する。

(4) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応

食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、消費者庁その他の関係機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式にして情報提供を行う。

(5) 意見交換会等の取組成果の活用

意見交換会等で使用した資料等については、ホームページ、メールマガジン等で情報提供を行う。

4 リスクコミュニケーションに係る関係府省及び地方公共団体との連携

消費者庁、リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密な情報交換・調整を行う。

また、地方公共団体との連携や情報の共有を図るため、消費者庁、リスク管理機関と連携して11月を目途に、地方公共団体との連絡会議を開催する。

併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会の提供を行う。

5 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施と教育の推進

食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールの開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等について実施する。また、DVD等の啓発資材も活用し、広く普及啓発を実施する。

また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

平成24年度に改正された緊急時対応マニュアルを踏まえ、消費者庁を中心とした緊急時対応に係る訓練を、平成25年4月～10月（実務研修）、11月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、毎日、収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように確かな整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、食品安全委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

（1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

平成25年度においては、以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員及び事務局職員を派遣する。

平成25年4月 OECD農薬作業部会

5月 第45回コーデックス残留農薬部会（CCPR）

5月 プリオン2013

6月 FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（J

- ECFA) (第77回)
- 6月 EUROTOX
- 8月 第21回コーデックス残留動物用医薬品部会 (CCRVD
F)
- 9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR)
- 11月 第45回コーデックス食品衛生部会 (CCFH)
- 平成26年2月 フレゼニウス国際学会
- 3月 米国毒性学会
- 3月 第9回コーデックス汚染物質部会 (CCCF)
- 3月 第46回コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

(2) 海外の研究者等の招へい

平成25年度においては、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、食品安全委員会設立10周年記念事業の講演会に、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいする。

(3) 海外の食品安全機関等との定期会合の開催

平成25年度においては、食品安全委員会と協力文書を締結している外国政府機関（欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ））との定期会合を開催する。また、必要に応じ、その他外国政府機関との情報交換のための会合を開催する。

(4) 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。